

松江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

松江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(葬祭補償の額) 第 11 条 条例第 21 条に規定する規則で定める金額は、 <u>330,000 円</u> に補償基礎額の 30 倍に相当する額を加えた金額とする。	(葬祭補償の額) 第 11 条 条例第 21 条に規定する規則で定める金額は、 <u>31 万 5,000 円</u> に補償基礎額の 30 倍に相当する額を加えた金額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の松江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 11 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の松江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 11 条の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第 2 項の規定による金額により支給されたもの（その額が 660,000 円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第 11 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。